

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021269、SK2021270

③ 施設の情報

名称：光と緑の園 乳児院		種別：乳児院
代表者氏名：大串 祐子		定員（利用人数）：40名（17名）
所在地：大村市西大村本町 127 番地 3		
TEL：0957-53-7418		ホームページ： http://hikaritomidori.jp
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 25 年 7 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 光と緑の園		
職員数	常勤職員： 41 名	非常勤職員 11 名
有資格職員数	(資格の名称) 名	
	家庭支援専門相談員 2 名	
		里親支援専門相談員 1 名
	看護師 6 名	看護師 2 名
	保育士 23 名	保育士 3 名
	管理栄養士 1 名	
	指導員 1 名	心理士 1 名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	居室数 8・ユニット数 6・グループ数 3	子育て支援室・親子訓練室・心理室・医務室・地域交流室・研修棟(研修室・宿泊設備・プレイルーム)・体育館

④ 理念・基本方針

<理念>

子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪

<基本方針>

子ども一人ひとりを大切に。

子どもの最善の利益を求めて、一人ひとりが、自らを幸せに輝く養育を目指します。光と緑の園乳児院は、児童福祉法第1条の理念にそって、家庭での養育が困難な乳児及び幼児を入所させて、保護者に代わって養育する児童福祉施設です。温かく家庭的な養育を目指し、一人ひとりの生きる力を育みます。

⑤ 施設の特徴的な取組

光と緑の園乳児院は、JR大村駅付近で大村市街の中心部という非常に利便性の良い場所に位置しており、買い物や外出、外食など、子どもにとって「当たり前の日常」としての生活体験支援を行いやすい立地となっている。また、大村駐屯地に隣接しているという特殊な環境であるため、大村駐屯地と提携契約を行い、非常時には協力する体制をとっている。乳児院は社会福祉法人の施設となっており、同敷地内に法人の児童養護施設と里親育成センターがあるため、乳児院から児童養護施設への措置変更や里親委託の際など、様々な場面で法人の強みを生かし事業所間のスムーズな連携を行っている。

乳児院では職員の勤務体制の改善にも力を入れており、平成30年10月より夜勤者の勤務体制の変更を行っている。従来の1グループ1人体制から、1ユニット1人、つまり1グループ2人体制へ変更した結果、夜勤者の相互カバーや、交代で4時間ずつの仮眠を取れるようになり、夜勤者の心身の負担軽減となっている。

また特徴的な取組として、令和元年度より、全ユニットで週に2回交流をする「子育てサークル」を実施している。子育てサークルは養育者が交代で環境設定や企画を行いユニット合同で実施するもので、子ども同士の交流だけでなく、養育者間もユニット間の情報共有による学びあいやベテラン職員からのOJTの効果があり、ユニット内の「孤立した養育」を防止する取組となっている。

乳児院は昭和25年開設の歴史ある施設となっているが、ここ数年、理念の見直しを行ったり、ユニット間を繋げたりフロアの大部分を床暖房にするなど大規模な工事による環境改善や職員の勤務体制の変更など、様々な改善への取り組みを行っており、今後もシステムの導入など改善を行う予定があるとのことで今後の更なる取り組みが期待できる施設である。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 4年 5月 24日（契約日） ～ 4年 10月 12日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成 31年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

①家庭的な体験ができる環境づくり

乳児院では普段からユニットでの養育による家庭的な養育を重視しているが、その他にも県の事業により家庭生活体験事業を行っており、家庭での生活体験がない子どもに対して、施設職員宅や登録里親宅で日帰りの生活体験を実施している。職員宅での受け入れの場合は事前に職員の同居家族に説明して同意を得るなど職員家族の協力も得て実施している。

②勤務体制の改善と福利厚生等の充実

現在、産前産後休暇や育児休暇の取得をしやすい体制となっており、これまで同時に最大5名の休暇取得に対応している。法人が費用を負担し福祉施設の福利厚生を支援する（社）福利厚生センターに加入するなど福利厚生が充実している。平成30年からこれまでの夜勤体制を見直し、1グループ1人体制で仮眠なしの勤務から、複数夜勤体制へ変更したことにより夜間の危機管理体制や交代で仮眠が4時間とれるようになり夜勤職員の負担軽減につながっている。

◇改善を求められる点

①BCP（事業継続計画）の策定

以前よりBCPの策定へ取り掛かっており、外部講師にBCP策定に関する研修を依頼していたが数回研修を受講したところで、新型コロナウイルスの影響により研修が延期となったままとなっており、まだBCP策定まで至っていないとのことである。院長の方針としては1年後にはBCP策定をしたいとのことであるため、BCP策定に向けた取り組みを期待したい。

②職員一人一人の目標の設定について

初任者研修、中堅研修の中に、「あるべき姿」というチェック欄が設けられており、院長が今後このチェック欄を利用して、初任者、中堅向けに職員の達成目標を示した「あるべき姿」を作成したいとのことである。一人ひとりの目標設定については、まずは「あるべき姿」のチェックリストを作成し、その後、乳児院と職員と一緒に話しあいながら、職員一人一人の目標の設定を立てることを望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

コロナ禍で一年延期になった第三者評価ですが、大変お世話になり有難うございました。日常の業務について、あるべき姿も含めて、職員一人ひとりの振り返りの機会となりました。このことを、子どもたちの養育に生かしていきたいと思えます。また、日常に追われ重要であるが、なかなか手がつかなかった人事評価などについても、今後取組みを加速させたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針は、現在の院長が就任した平成 29 年に新たに策定している。その前にも理念や基本方針が策定してあったが、社会福祉協議会の理念と同じ内容で福祉施設全般の理念や基本方針だったため、職員の意見を聞きながら、乳児院に沿った内容となっている現在の理念や基本方針を策定した。 ・理念の中の「子どもがまんなか」という部分は特に大切にしており、子ども達がいるから、私達職員の仕事があるという信念で日頃子ども達と接するようにしている。また、できるだけ家庭を支えたい、親子関係を再構築していきたいという思いで日々職員は励んでいる。 ・職員へは、新人研修や年始の際に理念や基本方針を配布し、周知をはかっている。また、乳児院の職員として最低限は知っておかなければならない内容をまとめた、「養育マニュアル」の表紙にも、理念が記載されており、この養育マニュアルは、職員一人ひとりに配付されており、職員がいつでも見ることができる為、理念を確認することができる。 ・保護者へは、入所や保護者参加の行事や通信に理念や事業計画等を配布している。理念や基本方針について、1 項目ごとに説明をすることはないが、大まかな話をするようにしている。理念や基本方針について、よりわかりやすく保護者へ周知をするするため、保護者用の理念や基本方針を作成することを期待する。 		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価 結果
I—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県社会的養育推進計画」の策定委員に、院長がメンバーとなっており、長崎県や大村市の現状を把握している。 ・乳児院は県内に1か所のみのため、乳幼児の一時保護は光と緑の園乳児院のみで受け入れている。そのため、0才、1才前半の県内の乳幼児の一時保護の状況については全て把握している。 ・地域の養育・支援の潜在的なニーズについては、個人情報保護のため市町や児童相談所が把握している。乳児院が関わりを持つのは保護の必要が出てから初めて、児童相談所から情報が来て対応する流れとなっている。 ・全国乳児福祉協議会の会議に参加しており、その中の行政説明の児童虐待の項目で、保護者がアンケートにて相談できる人が身近にいないことを訴えていることなど、最新の情報を得ている。 		

3	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の愛着形成を行う乳児院の性質上、養育者の入れ替わりはできるだけ少ない方が良いが、養育者全員が女性のため産休や育休で最大同時に5人休暇を取得していた時期もあり、現在、職員をどのように安定して確保するかということ課題としている。 <p>その課題に対する取組として、職員のモチベーションをあげる、職員が働きやすい環境にする、職員が継続をして勤務ができるように等のことを勘案し、令和4年4月から国の制度改正（処遇改善加算の増額）に上乗せして給与を上げたり、夜勤専従職員の採用による職員の負担減への取り組みを行ったりしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤体制の変更など職員に周知が必要な事柄については、毎月交互に開かれる職員会議やケース検討会議等で周知を行っている。 ・院長が中心となって、様々な会合に参加し、経営に関する情報収集をしている。現時点でも掴んだ情報を、今後に生かしているが、今後も経営状況が変化してくる為、積極的な情報収集を継続的に実施することを期待する。 		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>・国や長崎県の方針をもとに、令和2年6月に理事会議決を経て、2020年度から、2029年度までの「乳児院長中期運営計画」を策定している。長崎県の計画では、「施設の小規模かつ地域の分散化、高機能及び多機能化・機能転換に向けた取り組みをすること」として、施設の小規模化や、地域分散化等を目指す方向となっている。この方針をもとに、①施設の小規模化、②施設の小規模かつ地域分散化、③施設の高機能化、④施設の多機能化と大きく4つの項目に分けて、計画を立てている。</p> <p>・「施設の小規模化」に関しては、2024年度末には、6人×4ユニット、2029年度末には、4人×4ユニット及び施設の小規模かつ地域分散化に関しては、分園型小規模グループ5人×1グループという具体的な計画を立てている。この計画の元は国の指針によるもので、今後の乳児院の役割として重症心身障害児等手厚いケアの必要な児童の受け入れが求められると考えられるが、現在24時間体制で看護師の配置を行っているのに加え、嘱託医ではなく医師の配置も必要となるため、医師の確保の問題等、現実的にどれだけ対応できるかという課題がある。現在、連携体制を取っている医療機関との連携を密にすることで代替可能かどうか県へ相談予定とのことなので、国のビジョンに対応しつつ経営の維持ができるよう今後の柔軟な対応を期待する。</p>		

5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
---	--------------------------------------	-------

<コメント>

・長中期運営計画をもとに、事業計画を策定している。令和4年度の事業計画では、「社会福祉法人光と緑の園 光と緑の園乳児院 長・中期運営計画に基づき子どもの養育推進を図り、地域の家庭養育推進に尽力し、子どもの最善の利益に資するため、施設の小規模化、高機能化、多機能化に努める」等、14項目について分かりやすく、明記されている。

・財政計画についても「乳児院長中期運営計画」を基に、乳児院の大規模な設備改修などの計画を年単位で行っている。昨年度は全ユニットの床の大部分に床暖房の設置を行い、また食器洗浄機の導入等を行っており、今年度は法人敷地内の体育館を建て直す予定である。

・2021年度末までに6人×5ユニットの計画は、計画通り実施されている。現在乳児院に2名配置している家庭支援専門員を、今後どう地域支援に活かすかを、大村市と協議をしている段階であるとのことである。また、地域に向けた産後ケア事業に乳児院がどう関わっていけるか、検討段階とのことである。専門職が多数いる乳児院としての知識を、地域に還元していくことは、これからも重要である為、今後協議している内容が前向きに進んでいくことを望む。

I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度までは、4月時点で4歳以上の子どもを幼稚園へ通わせ、4歳未満の乳幼児のうち、3歳未満児と3歳以上児では子どもの発達段階が全く異なることから、それぞれ別ユニットに分けて法人内で自主保育をしていたが、3年前より、4月の時点で3歳以上の子どもから近隣の幼稚園へ通わせるようにしている。自主保育をやめた理由として、措置費で雇用する職員を配置していた為、ユニット職員配置を手厚くするため、決断したとのことである。この自主保育をやめた際には、事業計画が変更され、事業計画を見直ししたとのことである。 ・事業計画の策定は毎年1月中旬から取り掛かり、3月に完成、事業年度開始の4月より実施という流れで行われている。事業計画の内容を大きく変更するときは、職員会議等にて職員間で十分に検討後、職員の同意の上で進めることとしている。 ・夜勤専従者以外は職員全員が委員会に入っており、事業計画の策定の際は各委員会活動の年間計画の内容を統合して計画内容へ反映している。事業計画の内容や見直しについては、必ず職員の了解はとるようにしている。 		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度はコロナウィルス感染拡大により、理念と事業計画を保護者等へ郵送にて配布をしたが、令和3年度は郵送を失念している。令和4年度は6月に運動会が開催できたので、その時に事業計画を保護者等に配布することができている。事業計画を書類として渡すことを前提として、それ以外にも電話対応を丁寧に行うなど普段の養育者の対応を通して乳児院の方針を保護者に肌で感じてもらいたいという姿勢がうかがえた。また、今後も何かの折に、周知をしていきたいとのことである。 ・現在の取組としては保護者へ事業計画の配付を行っているが、更なる取り組みとして保護者の理解度に合わせて、事業計画の中で、要点をピックアップして周知をするというような方法を、今後検討することを期待する。 		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価 結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院で義務付けられている自己評価と第三者評価は、周期ごとに実施をしており、第三者評価の委員会で担当者を配置し、毎年自己評価を行っている。自己評価の方法として、管理棟の部分とユニットの部分でチーム分けをして、ユニットの項目はまずは個人で自己評価を行い、その後ユニット間で話し合い、最終的にユニットリーダーが集まった際に、自己評価結果を話しあう流れとなっている。 ・ユニット検討会、医務室会議、給食会議を毎月開催し、その中で個別ケースについて話しあっている。 		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の第三者評価の結果に関しては、職員会議等で話しあいを行い、改善をしている。前回指摘があった項目に関しては、3ヶ月単位で全職員が取り組む目標を掲げ、改善をしたとのことである。 具体的には、苦情解決の項目で入所案内に苦情記入カードを入れて事前に活用について説明するのが望ましいとの指摘に対し、「入所のしおり」に「くまさんの耳子ども相談室」の用紙を挟み入所時に保護者に渡したり、食事の項目で栄養士や調理員が実際に食事の様子を見ることで個々の食事提供へ繋げることを期待するとの指摘に対し、栄養士も参加して「にこにこクッキング」を実施することで対応している。 ・前回の第三者評価で指摘があったボランティア受け入れの項目について、今まで守秘義務の観点から実施が難しかったが、現在は大村市内からの入所児がいないため、地域のボランティアを受け入れても身元について情報漏洩する可能性は低く守秘義務が守られるとのこと、検討の結果、今年度は地域の中学校の生徒をボランティアとして受け入れている。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価 結果
Ⅱ－1－（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－1－（1）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院長の役割について、決裁規程の中に明記をしたり、新年仕事始めや、新入職者辞令交付の際の挨拶の時に乳児院の養育者としての心構えとして「子どもが幸せになるために伴走する仕事」、「自分のもやもやは職場に持ち込まないこと」などの話をして、その後に挨拶の資料を全職員に配付し周知している。 ・ 院長不在の時には、副院長が対応するようにしている。夜間職員で対応ができないことが発生したら、まずは副院長へ連絡をする流れとなっている。 ・ 年1回発行をしている広報誌「朝顔のつる」に、院長の挨拶で事例を交えながら、院長として子ども達への関わり方などを分かりやすく紹介をしており、役割や責任を表明している。広報誌は500～600部発行し、保護者、全国の乳児院、県内の市町村、里親、児童相談所、実習生、町内会長に配付している。 		
11	Ⅱ－1－（1）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法、児童虐待や体罰に関する法令等は特に重視している。全国乳児院研修や、各種研修に参加して学んだ内容は、職員へ周知するようにしている。近年は新型コロナの影響から研修はオンラインでの受講が増えており、2年毎に受講義務となっている「社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」も動画研修で受講済みとのことであった。また、虐待防止についても、全体研修としてオンラインで「マルトリートメント研修」を受講し、職員35名が参加している。 ・ 朝の申し送りの時には、厚生労働省が出している体罰としつけの違いの資料を職員で読み合わせを行うことで職員への周知を行っている。 ・ 法令遵守の対象となるのは、福祉分野に限らず、雇用や労働や防災、環境に関するものについても含まれる。現在福祉分野を中心に心がけていると思うが、他に施設の運営管理で、必要な法令がないかを一度検討することを期待する。 		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院長は常日頃から職員へ、「虐待はしないように、子どもの伸びる力のベクトルを上向きにするような支援をするように」という内容を伝えており、子どもを中心とした考え方を何度も伝えている。 ・院長自身も他の職員の模範となるよう、知識を得るために研修、会合に積極的に参加をし、また職員の日々の頑張りを支え、感謝をするよう心掛けています。職員が笑顔で子ども達に接していると、子ども達も毎日が楽しいと思えるようになり、そこから心理回復へ繋がっていくという考えで日々過ごしている。 ・朝の申し送りでは各ユニットの子どもの状況や保護者との連絡状況の他、各分野の資料の読み合わせを行っている。読み合わせの内容例としては、乳児院の養育指針、法人理念などの他、職員の要望からマザーテレサの言葉や自立支援計画書の書き方についてなど養育・支援に関わることについて幅広く取り扱っている。 ・院長は現在、乳児院が医療機関に依存している傾向があるということを経験院の課題として感じているとのことであった。現状では子どもの僅かな体調の変化でも受診しており、病院に頼りすぎることにより子どもの自然治癒力や抵抗力がつきにくくなることへの課題や医療費全額が県の負担となることへの課題があるとのこと、院長自身が課題として感じているように、今後どのように医療機関への受診の判断のバランスをとるかということについて、検討していくことを期待する。 		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院長は、社会福祉法人の理事長も兼務している為、乳児院のこと、併設している児童養護施設の経営に関しては常日頃から把握をしており、浮かび上がってきた問題に対しては、順序立てて解決をしている。 ・職員とは年1回面談をして、そこから出た意見をきちんと検証をすることもしている。また、財務の状況も確認しながら、看護師の配置を増やしたり、夜勤体制の改善を実施している。家庭の事情等で、夜勤が難しい職員もおり、その意見を尊重し、夜勤専従の職員を採用する等、院長として指導力を十分に発揮している。 		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価 結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」いわゆる最低基準を大幅に上回る有資格者を採用しており、乳児院長中期運営計画に基づく組織及び職員体制に基づいて具体的な計画の確立を行っている。保育士の資格を持っている方の採用を希望しており、ハローワークへ求人を出したり、新卒に関しては学校経由で求人を出している。 ・大学生向けに施設見学会と職場体験を兼ねた「オープン光と緑の園」を実施し、職員から経験談を聞く機会ともなり、入職希望者へと繋げている。 ・育児休暇から復帰後2年間は6時間の時短勤務と夜勤免除を許可しており、現在は4名が時短勤務などを利用している。そのため夜勤専従職員を増員しており、夜勤のみの職員を5名（資格なし3名、保育士と看護師保有1名、保育士1名）採用している。 ・新卒入社 of 職員だけでなく、中途入社 of 職員にも3カ月ほど担当の指導者がつき、OJTを行い人材の定着に努めている。 ・現在、養育に関わる職員は全て女性であるため、今後、男性職員を採用した場合の勤務体制については、男性を日勤中心の勤務にすることなど対応を検討中とのことであった。今後実際に応募があった場合 of 対応について具体的な検討を期待したい。 		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念に基づき、「目指す職員像」を策定しており、①共感する職員、②自分を愛し、周りの人を尊敬できる職員、③謙虚に学ぶ職員、④主体的に働き、誇りある職員、⑤思いやりを持ち助け合う職員と明記している。 ・年1回「勤務意向調査書」を配付し、異動希望について、勤務継続の意向、その他自由欄の3項目を聞き、勤務意向調査書を元に年1回30分から1時間程度、院長と面談を行っている。ユニット替えの希望もあるとのことである。 ・年1回、乳児院の院長と副院長、同じ法人内の児童養護施設の施設長と副院長、事務長で人事検討委員会を実施している。各施設からの希望や、各ユニットリーダーの補充の検討や、特別昇給なども検討している。 ・現在の課題として職員の目標管理や自己評価をどのように取り扱っていくかということを検討中であり、今後は職員の自己評価をユニットリーダーが評価をする仕組みを作りたいとの意向だったので、今後の個人の目標管理への取り組みに期待する。 		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の福利厚生を支援する(社)福利厚生センターに加入し、掛け金は法人が負担している。コロナ禍の為、宿泊割引の利用はないが、永年勤続記念品や結婚・出産等のお祝い金等その他、全職員への年1回の健康生活用品の給付など、様々なサービスを活用している。 ・勤務意向調査書の職員の意見を取り入れ、有給休暇と公休を連続取得として最大7日間のリフレッシュ休暇の実施や、夜勤時に仮眠時間を4時間とれるように夜勤体制の変更を実施している。 ・同法人の児童養護施設と合わせて職員数が100名を超えるため、労働安全衛生法に基づき、保健衛生委員会を設置している。保健衛生委員会では、議題に上げる内容について職員にアンケートを実施しており、実際に職員からの要望で食中毒や転倒防止についてなど様々な検討を行うことができた。 		

Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待すべき職員像として、①共感する職員、②自分を愛し、周りの人を尊敬できる職員、③謙虚に学ぶ職員、④主体的に働き、誇りある職員、⑤思いやりを持ち助け合う職員の5つの目指す職員像が策定されており、職員へ周知をしている。 ・院長は今後、全国乳児福祉協議会が発行している初任職員、中堅職員向けの研修小冊子をもとに、できているかどうかの振り返りをするチェック項目を作成していきたい希望である。 ・院長が個人面談をしたり、日々のコミュニケーションで職員一人ひとりのことは把握をしており、育成方針はあるようだが、まだ体系づけられていない現状である。職員一人ひとりに目標を設定すると、職員の向上心にもつながる可能性もあり、目標設定を今後期待したい。 		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の事業計画書の中に、「職員が専門的知識と質の高い養育技術を身につけることができるよう施設内外の研修を計画的・重点的に行い人材育成を図る。なかでも基本となる子どもの養育に焦点を当てた院内研修に力を入れ、言葉かけを含め、不適切な養育である体罰等によらない子育てを推進する」と明記をしている。 ・令和4年度は、専門職による院内研修を6月、11月、3月に、外部講師を招いての院内研修を7月、9月、1月・2月、7月～12月と計画を立てている。コロナ禍であっても、外部からできるだけ講師を招くことができるよう計画をしており、研修の機会を確保している。 ・今後は職員一人ひとりの目標を設定したあとに、必要な研修をピックアップし、それに基づき研修計画を立てることが求められるため、実施を期待したい。 		

19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあるが、できるだけ職員には必要な研修が受講できるよう配慮されており、院内での研修でも外部講師を招くなど研修の機会は確保されている。 ・研修終了後は、報告レポート、評価、反省、職員会議での発表などきちんと決められており、学んだ内容を支援に活かす取組となっている。コロナ禍でもあり、他の施設の見学をする機会がなかったとのことである。長崎県では1か所しか乳児院がないため、他の県の乳児院を見たり、話しを聞いたりすることは重要である。今はリモートでどこでもつながる時代になってきており、コロナ禍であっても他の園とリモート上で繋がり、見学をする等をすることを期待したい。 		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生が遠方から来る場合は法人内で宿泊受け入れの部屋や対応体制を整えており、宿泊の場合と、通勤の場合とに分けた職員用の実習マニュアル、同じく宿泊の場合と、通勤の場合に分けて実習生ハンドブックを策定している。 ・まずは実習の窓口となる施設実習係が学校等との連絡対応をし、実際に実習生には実習担当者が8名で持ち回り担当をしている。今年度は、毎日の健康観察記録や事前の行動履歴の提出など新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、2名の学生について宿泊での実習を受け入れている。 ・実習中は精神的に落ち込むこともあるので、学校との連絡は密に行い、実習ノートのコメントを丁寧に書く、欠点ばかり指摘するような書き方をしないような配慮をしている。 		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価 結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページに、乳児院の理念、基本方針、法人としての現況報告、定款、苦情解決の状況が、公開されている。 ・広報誌「朝顔のつる」を毎年1回、500～600部発行している。印刷は印刷会社に依頼をしているが、今後は簡略化して、半年に1回発行をしたいという希望である。「朝顔のつる」は、保護者や、市町村の担当者、実習に来た大学、子ども・女性・障害者支援センター、町内会長、全国の乳児院等に配布や郵送をしているとのことである。子育てに関してヒントとなる内容もある為、子育てに悩む一般の方にも届くよう、配布範囲を広げてみる等検討をすることを期待したい。 		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として経理規程、決裁規程を策定しており、これに基づき実施をしている。事務分掌に、「総務」の欄に、会計及び事務に関すること等役割も明記している。 ・公認会計士とアドバイザー契約をしており、毎月1回訪問をしてもらいチェックを行っている。科目の修正や評議会にかけの事項について等のアドバイスがあるとのことである。 ・同一敷地内に児童養護施設等が隣接しているため、その立地を活かして法人内の事業所間で定期的に内部監査を行うなど、相互の運営状況のチェック体制づくりに期待する。 		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価 結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナが流行し始める3年前までは、運動場で地域との交流の事業として、「オータムフェスティバル」を実施していた。出店を出したり、歌手やマジシャン等に来てもらう等盛大に行っていたが、コロナが終息していない為、まだ実施ができないとのことである。 ・コロナ禍の中でも、近所を散歩することは継続しており、挨拶を交わすことはしている。散歩を継続することにより、子ども達も挨拶をするようになっている。 ・担当職員と子どもが1対1で買い物を行けるよう計画をし、コロナの感染状況を日々確認しながら、月に2回程度実施できているとのことである。徒歩で往復1時間位の時間で、買い物をした物を途中立ち寄る公園のベンチ等で一休みして、食べることもある。乳幼児でもベビーカーで外出もしている。 ・コロナが終息しない限り、大きな行事ができない状況が続くと思われるが、長崎県内や大村市内の新型コロナの感染段階に応じて地域との交流活動の範囲を設定しておくなど、コロナ禍の中でも地域と交流ができることを模索しながら、実施をしていくことを期待する。 		

24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の神社から参拝の案内を受けている。また、七五三の際に近所の写真館（ボランティア）に写真撮影（撮影代は無料）を継続して実施している。 ・令和3年度は、近くの学校の職場体験等を受け入れることはできなかったが、令和4年度は3日訪問の希望を、1日に変更してもらい、職場体験を受け入れている。事前に抗原検査をしてもらい、乳児院内へ入室をしている。 ・コロナ禍前までは、定期的なお話の会や散髪を受け入れていたが、コロナ感染拡大防止の為、現在は受け入れができていない。また、以前ボランティアに来ていた方からも、また来たいとの連絡があっている。コロナが落ち着いたら、ボランティアを再開したい意向である。 ・コロナ禍の中で、ボランティア受け入れも難しい問題ではあるが、状況に応じて受け入れるボランティアを今後検討していくことを期待する。 		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のこども・女性・障害者支援センター、大村市子どもセンター、長崎県立こども医療福祉センター、長崎医療センター、大村市及び該当市町の要保護児童対策地域協議会、各市町の子ども家庭課等と常日頃より連携をしている。また、保護者にも支援者がいる場合には、その支援者とも連携をしている。 ・連絡先についてはリスト化されており、掲示も確認ができた。また、ショートステイを頻繁に利用している子どもに関しては、今後の方針を検討するよう乳児院から大村市に投げかけたという事例を、訪問調査時に聞き取りをした。今後も状況に応じて、様々な機関と連携をとることを期待する。 		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊の駐屯地の隣接地である、両親ともに陸上自衛隊で有事の際に派遣されることがある為、その間だけ子どもを預かるという協定書を結んでいる。大村には航空自衛隊もある為、こことも契約をしている。 ・市町村が窓口となるショートステイ事業（平日利用）、トワイライト事業（土日利用）、乳児院との契約となる一時預かり事業を実施しており、問い合わせもあるとのことである。 ・地域の方は、乳児院の存在についてよく知っているかと思うが、乳児院が持っている専門性をもっと活用するために、地域の福祉ニーズを把握することが望まれる。また、法人内の研修スペースを地域に還元する等、対応を検討することを期待する。 		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の急な用事の際に利用できる、一時預かり制度を運営しているが、コロナ感染拡大防止の為、受け入れを制限し、令和3年度は6件の利用であった。この制度は、乳児院と直接契約であり、ニーズはあるので、今後も継続をしていきたいとのことである。 ・指定避難所ではないが、近隣自治会からいざという時は、避難させてほしいとの声もある。今後、何か災害等があった時には、状況に応じて地域住民を受け入れる予定である。 		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価 結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1) —① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の職員として最低限知ってもらいたい内容をまとめた、「養育マニュアル」を独自に策定しており、入職した時に全職員に配付している。2018年に大幅な改訂をしており、改訂の際には、職員の話し合い、稟議を経てから全職員へ配付して周知をしている。 ・虐待防止については、特に重要視しており、「虐待防止セミナー・マルトリートメント」の研修をほとんどの職員がオンラインで受講をしている。マルトリートメントとは、不適切な養育のことであり、それを受けることにより、子どもの脳は部位によって委縮や肥大をし、その結果学習意欲の低下、非行、こころの病、成人病等に結び付く危険性があるという研究成果が発表されている。研修受講後は、マルトリートメントに関して、ユニット間で話す機会が増え、意識が深まったとのことである。 ・子どもを尊重した支援や人権に関することは重要であるため、現在実施をしている「虐待防止セミナー・マルトリートメント研修」を継続して実施をし、今後はその他に学ぶべき課題がないかを検討して、実施をすることを期待する。 		

29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは不特定多数が見る為、掲載しているブログには、子ども全員の顔を隠す配慮をしている。広報誌には、事前に保護者から「肖像権等における承諾書」をもらい、承諾を得た人のみ顔写真を掲載するようにしている。 ・子どものプライバシー保護については、院長から職員へ常日頃から周知徹底しており、実習生、ボランティアへも同じようにプライバシー保護を徹底している。 ・養育マニュアルの中に、「乳幼児期のプライバシー保護とは、一人ひとりを大切な存在として」と、プライバシー保護に関しての項目が明記されている。日々の生活の中で、例えば、オムツ交換では人目につかない場所で行う等実施をしている。プライバシー保護は子どもを尊重する上で、とても大事な部分でもあるため、今後、子どものプライバシーに関して、どこまで保護できているか、振り返りを行う機会を設けることを期待する。 		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護から入所に変更になった場合や、保護者の訪問が難しく、入所の説明ができない場合等には、県のこども・女性・障害者支援センターへ書類を預けて、保護者へ渡してもらうようにしており、面会があった時に改めて保護者へ説明をするケースもある。 ・見学の希望があれば、空き室を見学したり、窓越しから部屋の中の様子をうかがえるようにしており、可能な限り受け入れている。 ・入所案内は令和2年度は医療面の同意について内容を変更しており、現在は「赤ちゃんの食事」の内容を見直しているとのことである。今後も、必要に応じて、入所案内を変更していくことを期待したい。 		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に、「赤ちゃんのいのち輝いて」「光と緑のパンフレット」「入所案内」「赤ちゃんの食事（栄養指導）」を渡して、説明をしている。「入所案内」は、イラストを入れる等工夫をしている。保護者に応じて、簡略化して説明するなど個別の対応を心掛けている。 ・特に、乳児院で生活をする中で、予防接種を受けたり、医療機関を受診すること等への同意の、「乳児院生活にかかる医療及び身辺監護における同意者」や、「肖像権等における承諾書」は早急に同意が必要な為、早めにもらうようにしている。 ・入所案内については、十分に説明を行っていることを聞き取りで確認をすることはできた。特に重要なところを色分けや線などで区別をすると読み返す時に要点が分かりやすいので、より保護者に分かりやすい工夫を行っているとのことである。入所案内の内容は、一度説明をしたら終わりではなく、重要な部分が沢山記載されているため、時々保護者と一緒に確認をすることを望む。 		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設など他の施設への措置変更の場合には、通常時は複数回、慣らし保育を実施している。最近の数年はコロナ禍の中であったため慣らし保育の回数を減らすなどして感染対策を行ってきたが、最低でも1回以上は実施するようにしている。慣らし保育に関しては、計画を立てて行っており、隣接する児童養護施設への措置変更の場合は5回程度実施ができている。 ・措置変更後は、1週間後に措置変更先へ状況確認の連絡をするようにしている。何かあれば、措置変更先から問い合わせがくることが多く、直近では熱が出ていることに対する対応方法についての問い合わせがあった。 ・家庭等へ移行の場合には、退所後1ヶ月後に電話をし、半年後に保護者の同意の上で家庭訪問をすることで、退所後の家庭での生活の様子を継続的に観察し、必要があれば保護者の相談に乗ったりフォローを行ったりしている。レスパイトケア、一時預かり等できることも知らせながら、退所後の支援に繋がるようにしている。 		

Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの気持ちにいつも寄り添い、表情や身振り手振り、言葉等から養育者が判断をしている。例として、帽子を出してくる子どもには、外に行きたいということを知り、対応をしている。 ・コロナ禍の中で、外出が難しい時期もあるが、できるだけ担当職員と子どもと1対1で外出や買い物をできるように計画をしている。 ・養育者の気分転換、ユニット間の職員の孤立を防ぐ、子ども達のユニットを越えた関わりを持つため、週2回子育てサークルを取り入れ、近くの公園へ散歩に行ったり、研修棟や庭での遊びを取り入れて、活発に体を使えるようにしている。子育てサークルを実施してから、子ども同士のコミュニケーションにもつながっており、プラスの成果が出ている。 ・乳児院の取組みとして「子ども育みプロジェクト」を行っており、「子育てサークル」や「養育発表」もその取組みの一環である。「養育発表」は養育者がユニット毎の3グループに分かれて運動遊びやリトミックなどテーマを決めて実践と研究を行い、年に1度発表を行う取組みであり、支援の向上に向けた乳児院全体の継続的な取組となっている。 		

Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人 光と緑の園苦情解決実施要領」を整備しており、苦情解決責任者、苦情解決副責任者の役職、苦情受付担当者、第三者委員の職務内容までわかりやすく記載がされている。書式まで記載があり、この要領をもとに苦情解決が実施されている。 ・「くまさんの耳 子ども相談室」と名付けられている意見箱と担当者氏名を、乳児院の玄関に設置、掲示してある。入所案内に、「くまさんの耳 子ども相談室」という苦情カードを渡して、お子さんの処遇に関して質問やお話されたいことがある時には、玄関にある苦情受付ポストに入れてくださいと記載してある。 ・苦情や意見は、県のこども・女性・障害者支援センター経由が多いとのことである。直接乳児院に伝える場合もあるとのことであるが、言いたいけど遠慮して言えないという状況も想定されるかもしれない為、例えば年に1回無記名のアンケートを実施するなど、保護者からの意見を積極的に吸い上げる取り組みを望む。 		
35	Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院内や法人内に相談室と使える部屋を数カ所設けており、安心して相談や意見が言えるスペースを確保している。 ・入所案内の中に、「ご意見、ご要望、苦情など」の欄があり、ご意見や苦情等について、面会、電話、書面などにより随時受付をすとの記載があり、説明を行っている。 ・相談しやすい場所の確保、意見箱の設置、相談をうけやすいよう環境の整備をしてはいるが、保護者によってはなかなか意見を出しづらい状況も想定される。どんな小さな意見でも吸い上げ、乳児院が更によりよくなるよう、無記名のアンケート実施や、第三者委員により聞き取りの実施等、今後検討していくことを期待する。 		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども・女性・障害者支援センターから経由での意見等が多く、その都度対応をしている。 ・ 令和3年度に、長崎こども・女性・障害者支援センター経由で苦情を受けた内容はすぐに対応をし、長崎こども・女性・障害者支援センター経由で保護者へ説明し、納得を得ている。苦情の内容や経過も、ホームページ上で公表をしている。 ・ 社会福祉法人光と緑の園苦情解決実施要領が定められており、定期的に見直しをしている。院長が交代する等内容に変更がある時は、今後も必要に応じて見直しをすることを期待する。 		

Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑥・c
----	--	-------

<コメント>

・ リスクマネジメントに関する責任者は院長となっている。また、院長、副院長、各ユニットリーダー、家庭支援専門相談員及び、里親支援専門相談員で構成された「子ども安心安全委員会」を設置し、リスクマネジメント体制を整えている。

・ 毎月、「子ども安心安全委員会」にて各ユニットの事故報告やヒヤリハット報告を行い、ユニット間の情報共有と内容検討後、ケース検討会で全職員へ周知している。

・ 直近の事故から改善した事例としては、子どもがトイレのドアで誤って他の子どもの指を挟んでしまった事故に対して、居室内のすべてのドア（子ども用トイレ、職員室出入口）に指挟み防止のクッションをつけたり、また、子どもが中庭で転倒し地面から出ている汚水蓋の段差に頭をぶつけて怪我をした事故に対して、その後業者に依頼して地面との段差を解消する工事を行ったりして、事故再発防止の対応をその都度行っている。

・ 医務室職員とユニットリーダーを中心に、令和元年10月にヒヤリハット・事故報告書を改訂した。以前は文章で記載する書式だったが、見直しによりチェック式に変更し、体のどこを怪我したかなど記入しやすく改善されている。

・ リスクマネジメントは子どもの事故や怪我などのみでなく、外部からの侵入者や保護者の強引な引き取りなど幅広く対応する必要があるので、平成30年に職員会議で、大村警察署の講習と実技指導を受けているが、その後実施していないので、侵入者や強引な引き取りに対する対応マニュアルの作成や訓練の実施などを期待する。

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊤・b・c
----	--	-------

<コメント>

・平成30年9月より、乳児院の全グループへの看護師の配置とほぼ24時間体制で看護師が対応できる勤務体制の整備を行い、令和4年4月には退職した看護師4名の補充を行い、24時間対応の勤務体制が完成している。これにより、24時間医療行為の必要な児童への対応が可能になっている。

・令和2年度は新型コロナの濃厚接触者の受け入れができるかどうか県から問われ、課題として挙げられたため、院長、副院長、主任、看護師が主となり対応を検討したり、県央保健所の医師や保健師、長崎県の医療政策課の医師の指導を受けて、共に具体的なシミュレーションを実施し、助言を受けながら対応マニュアルを作成した。対応マニュアル作成後も、国の感染対策に準じて都度見直しを行っている。

・新型コロナの濃厚接触児の受け入れの際は空きユニットを利用し、8人編成のコロナ対応チームで対応することで完全隔離体制を整え、他のユニットへの感染を予防している。前年度は1名、前々年度は6名、実際に濃厚接触児の受け入れを行った実績があり、全ての対応事例で濃厚接触児と乳児院内の全員の子どもと養育者について陰性の確認がとれている。

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院は隣の大村駐屯地より 50 cmほど高い位置にある平地に建てられており、海や川からも距離があるため、ハザードマップに該当しておらず、環境としては土砂崩れや津波、洪水等の影響は少ないと思われる。しかし、ライフラインが途切れた時に備えて食料やオムツ等の備蓄や発電機、ソーラーパネルを備えたり、昨年には台風対策として乳児院の全ての窓に飛散防止フィルムを貼って対策を行ったりするなど、災害時の備えを行っている。 ・ 避難訓練は毎月 1 回実施しており、日中想定 6 回、夜間想定 5 回（うち 1 回は総合避難訓練）、早朝想定 1 回として、どの時間帯の勤務体制でも対応できるよう避難訓練を行っている。最近、拡声器を導入したことで、同敷地内の児童養護施設の応援職員へスムーズに依頼や指示を出せるようになり連携体制が強化されている。 ・ 事業継続計画（BCP）については、院長と防災委員会のリーダーが中心となって作成を進めている。以前より計画作成のため損害保険会社より外部講師を依頼し、災害対策についての研修を 3 回受講していたが、新型コロナの感染拡大により研修が中止となり、現在はそれ以降の取り組みが中断している状況である。事業継続計画完成の目標は 1 年後とのことなので、乳児院としての事業継続のための災害時の対応を具体的に検討し、事業継続計画の完成に向けた取り組みを期待したい。 		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育者と各ユニットのリーダーが中心となって「乳児院養育マニュアル」を作成しており、授乳やオムツ交換の手順など、養育方法の標準的な内容を定めている。養育マニュアルは足りない部分があればその都度、養育者間で検討し、乳児院として決裁が下り次第、内容を追加している。 ・直近のマニュアル内容を改善した例としては、子どもの一時保護や、入所案内、里親対応についてのマニュアルを改訂した事例がある。 ・養育マニュアルは養育者全員に配付し、朝の申し送り時に定期的に読み合わせを行うなど養育者間での共通理解と周知徹底を日常的に行っている。 ・養育マニュアルは必要に応じて内容を随時追加、変更しているとのことなので、手順を明文化していない部分があれば引き続き養育マニュアルの充実に向けた取り組みを行うことを期待する。 		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育における課題と目標を自立支援計画に記載し、基本的にその内容に沿って養育を行っている。月に1度のユニット検討会では養育方法や支援の内容の検討・見直しを行い、その結果を次月の月間計画へ反映させている。毎月、月間計画の達成状況の確認と修正を繰り返すことで、半年に1度の自立支援計画の見直しに繋げており、日々の取り組みを自立支援計画に反映させる取り組みが行われている。 ・これまでは必要に応じてその都度、養育マニュアルの内容の追加と見直しを行っており随時見直しを行う機会があったが、養育マニュアルの内容の充実や向上に伴い、内容の補足や変更の機会が減っていくことが予想されるので、今後は組織として1年に1回以上、マニュアルの見直しを行う時期の設定をするなど、定期的な見直しを行う仕組み作りを期待する。 		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時に児童相談所より「フェイスシート」、「入所児記録」、「生活歴」、「判定所見及び援助指針」などの書類を受け取り、その情報をもとに自立支援計画の作成を行っている。児童相談所の書類で情報が足りない場合は乳児院でもアセスメントを行っている。入所児についての確認内容はチェック項目を作成し、様式に沿って確認することで確認漏れを防いでいる。 ・ 最近の事例としては、予兆なく他児を突飛ばしたり首を絞めるなどの他害行為がある子どもについて、養育者間で話し合ったり児童相談所へ相談したりして原因を探った結果、入所前に保護者から虐待を受けていたことがわかった。他児への影響を考慮し、児童相談所で一時保護のうえ、精神科医の診断を受ける等、アセスメント（再評価）を行い、引き続き乳児院において、養育を継続するとの判断であった。再度入所となり、日々の養育により子どもの回復に努め、現在では対象児の他害行動は少しずつ落ち着いたという対応事例がある。 ・ 自立支援計画には子どもの基本情報の記載と保護者の意向、子ども・保護者・親子関係のそれぞれの課題と目標等の設定を行い、月の養育目標では、「月の目標」、「反省・評価」、「今月の子どもの姿」、「来月の子どもへの養育目標・養育者の支援」を記入し、具体的な支援内容を設定して養育を行っている。現在は自立支援計画に子どもや保護者の課題や目標について記載する様式となっているが、子どもや保護者の強みや長所を記載する項目を様式の中に取り入れることで、今後更に子どもの長所を伸ばす支援につなげることを期待する。 		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の作成と見直しの流れとしては、入所時にまず事前情報等をもとに自立支援計画の方向性を定め、養育を開始する。そして入所から1カ月後に養育内容が適切かどうかの確認として自立支援計画を作成し、内容が問題ないことを確認できればその後も同じ内容で継続し、その後は通常の流れと同じように半年後に見直しを行うこととしている。 ・自立支援計画の見直しは基本的には半年に一度、子どもそれぞれの入所時期や見直しの時期に合わせて行っている。自立支援計画の内容は児童相談所の養育指針と連動して実施されるため、児童相談所から養育指針の変更の通知があればその都度、養育指針の内容に応じて自立支援計画の変更を行っている。 ・自立支援計画の見直し時は養育担当者が原案を作成し、それをもとに院長、副院長、主任、各専門職、リーダーが検討、見直しを行っている。保護者の意向の把握と同意については、交流時などに保護者の意向を聞いたり、児童相談所を通じて意向を確認する体制となっている。 		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育者間で記録方法の差が生じないように、養育マニュアルで記録簿の記入の仕方を記載したり、「乳児院養育指針」の内容を朝の申し送り時に読み合わせを行ったり、記録内容を各ユニットのリーダーが確認し指導・修正をしたりして共通認識を持つための取り組みを日常的に行っている。 ・平成30年度より保育・園児管理システムを導入し、日々の記録を入力している。しかし現行のシステムでは乳児院の業務に沿った運用がしづらい状況のため、より乳児院の業務に対応できる新しいシステム導入に向けて業者と相談をするなど準備を進めており、令和4年9月より本格的に着手予定である。新しいシステム導入により、今後更に業務の実態に適した記録の仕組み作りに期待する。 		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の管理責任者は院長となっており、新人教育や実習生への院長講話などで記録の管理や守秘義務について周知を行っている。また、個人情報保護の観点から日々の子どもの写真はユニット管理のカメラで撮影するように指導している。 ・子どもの書類管理については、入所児の記録はユニット職員室に保管し、児童相談所からの個人情報や退所児の個人情報は別棟の施錠された管理室で保管している。入所児の自立支援計画など電子データの管理については、データ保存専用のUSBにて管理し、ユニットのパソコン内に個人情報となるデータを直接残さないことで、無断で個人データの閲覧や編集をできないようにしている。USBは使用時以外は鍵付きケースに保管し、施設外持ち出し禁止としている。 ・子どもの写真の外部への公開については入所の際に保護者の同意をとっている。今後の更なる取り組みとしては、個人情報公開の範囲（例としては個人写真、集合写真、後ろ姿、イニシャル等）の確認を行ったり、子どもの入所が長期に渡る場合には1年毎に保護者の意向を再度確認したりしておくことで保護者の安心に繋がるので、今後の取り組みを期待したい。 		

内容評価基準（22 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価 結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のユニット会議で子どもの権利擁護の視点で養育内容の検討を行い、その結果をリーダー会と子ども安心安全委員会へ報告し定期的に取り組の評価を行っている。 ・長崎県こども家庭課の虐待対応マニュアルをもとに、乳児院の「被措置児童等虐待対応マニュアル」を作成しており、マニュアルには虐待の種類、内容、虐待の未然防止や具体的な対策等を定めている。 ・乳児院では権利擁護に関して「乳児院養育指針」、「乳児院倫理綱領」、「より適切なかわりをするためのチェックポイント」等を全養育者に配布し、朝の申し送り時に繰り返し読み合わせを行うことで養育者間の共通理解への取り組みを行っている。 ・院長は子どもの権利擁護のための組織の仕組み作りの他に、職場の風土づくりにも力を入れており、養育者の挨拶の励行などを通して養育者が自らの職場に誇りを持つことができる雰囲気づくりを心掛けている。また、養育者が心理的負担に耐えきれないと感じた場合は虐待行為等の形に出してしまう前に、他の養育者へその場を任せて一度その場を離れることも可能だということを伝えたり、養育者間で互いに助け合ったりできるよう複数での勤務体制を整えている。 ・現在の子どもの権利擁護の取組に加えて更なる取り組みとしては、これからの共生社会の形成に向けて子どもの多様性の視点が更に重要になるので、文化の違いや人種、障害、性自認など子ども自身がそれぞれの多様性を尊重するための学習の機会や取り組みを行うことを期待する。 		

A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回のユニット会議にてユニット内の養育者間で不適切な関わりや気を付けたい関わりについて話し合いと今後の対応の検討を行い、その後ユニットリーダーが月1回開催する「こども安心安全委員会」にて各ユニットの事例を報告し情報共有を行っている。 ・「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を用いて年に1～2回、養育者が自らの養育について自己評価を行う機会を設けている。 ・以前は独立していたグループを、2つずつ繋げて廊下を作り、2グループ間で必要に応じて養育者が行き来できるようにすることで、平成30年10月より夜勤の勤務体制を1グループ2人体制または2グループ3人体制として、養育者の夜勤の勤務環境の改善（仮眠なしから4時間の仮眠をとれる体制へ改善）と養育者間の相互チェックによる不適切な関わりの防止に取り組んでいる。 ・令和元年度に長崎県の虐待対応マニュアルを基にして乳児院独自の「被措置児童等虐待対応マニュアル」を作成し、虐待や不適切な対応の具体的事例や対応方法について定めている。現在のマニュアルでは対応ワークフローは長崎県のマニュアルを引用しているが、乳児院内の対応を示したものは無いので、今後は乳児院内の対応を分かりやすく示したワークフローを作成するなどの取り組みを通して、乳児院内での周知と活用を期待する。 		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価 結果
A—2—(1) 養育・支援の基本		
A③	A—2—(1)—① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	◎・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児が抱っこを求めたり泣いて訴えたりしたときは、養育者は乳児が言葉にして表現できないことを理解したうえで前後の状況から訴えの原因を推察し、子どもの感情を代弁して一度受け止めてから、抱っこ等の対応をすることを心がけている。 ・入所児については基本的に担当養育制をとっており、子どもとの日々の個別の関わりを通じた愛着関係の形成を行っている。また養育担当者が自立支援計画の原案作成も行っており、担当の子どもを日々観察しながら自立支援計画の内容へ反映させている。 ・被虐待経験のある子ども等、必要に応じて心理士のセラピーを実施している。心理士は毎週月曜日と金曜日の週2回勤務で1人30分から1時間程度のセラピーを行っており、1人あたり1カ月2回前後セラピーを受けている。また、子どもへの支援における課題について、養育担当者が心理士に対処方法を相談して一緒に対応を考えたり、セラピー内容を共有したりして養育者と心理士が連携して子どもの養育に関わっている。 <p>乳児院での生活の中で他児への関わりについて気になる行動が見られた子どもについて、小児精神科を受診したり児童相談所へ相談したりして初めて子どもの入所前の被虐待経験が具体的に判明した事例もあり、子どもの言動の背景を考えながら対応することを心がけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お買い物体験として、担当養育者と子どもが1対1で近隣のお店等に出かける取組を行っている。徒歩で往復1時間位の範囲で予定を立て、まだ歩行が難しい年齢の子どもはベビーカーで外出している。担当養育者と1対1になることにより、個別に関わりを持つことができる時間を過ごし、愛着関係を築くことに繋がっている。 		

A④	A—2—(1)—② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	㊦・b・c
----	---	-------

<コメント>

・子どもへの働きかけや言葉かけが適切かどうかの振り返りとして、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を朝の申し送り時に読み合わせをしたり、ユニット検討会での養育のチェックに使用したりしている。

・子どもの個別の衣類、食器、玩具には養育担当者が記名し、寝具にはアップリケをつけて個別化を図っている。また、玩具の収納場所は個別の棚と収納箱を設けており、子どもは自分の好きな時に玩具を出し入れできるようにしている。収納棚の扉にはバンド式の乳児用ドアロックを付け、乳児の玩具の誤飲等の事故防止対策も行っている。

・厚生労働省が実施する「施設機能強化推進事業」の一事業として、令和2年度より長崎県の家庭生活体験事業が開始したことを受け、乳児院では家庭生活体験の無い子どもについて養育者が日中（朝から夕方まで）に自分の家庭で預かったり、里親登録されている里親の家庭へ日中に生活体験に行ったりして子どもの生活体験を支援している。里親登録をしている家庭へ預けるのは子どもと里親とのマッチングとは別の取り組みとなっており、預ける際は保護者の同意を得てから実施している。

・令和元年度よりユニット間の養育者と子どもたちが交流する「子育てサークル」を週2回実施している。毎回リーダーとサブリーダーを設定し、プレイルームや中庭等で合同の遊びの場を設けることで、ユニットを越えた養育者間のOJTや子ども同士の関わりの場となっており、「孤立した養育」とならないように工夫している。

A—2—（2）食生活		
A⑤	A—2—（2）—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳は乳児が欲しがるときにミルクを与える自律授乳を基本としている。訴えが少ないなど自律授乳が難しい子どもについては、養育者、看護師、栄養士で相談しながら、量と時間を決めて授乳を行うようにしている。 ・授乳の量については乳児の体重の増減などから必要に応じてその都度ユニットの養育者や栄養士で検討しながら行っている。 ・養育マニュアルには授乳時の手順と留意点が記載されており、マニュアルには準備の手順からミルクの温かさの目安、授乳後の排気まで分かりやすく説明されている。養育マニュアルは全養育者に対して入職時に配付している。 		
A⑥	A—2—（2）—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には養育マニュアルと離乳食進行表等を目安として離乳食を進めているが、そのうえで、それぞれの乳児の発育状況や毎朝の体調について養育者と厨房職員で情報共有したり、栄養士が咀嚼や嚥下の状況を実際に観察して離乳食の進行に反映させている。 ・子どもが離乳食に慣れずに口から出した時は毎日少しずつ慣れるのを待ったり、食事が進まない場合は無理強いせずにある程度の時間で「ごちそうさま」の挨拶をして、後にミルクで栄養を補ったりするなど、養育者は子どものペースに合わせて対応している。 ・現在、食物アレルギー児は入所していないが、食物アレルギーがある子どもに対してはアレルギー除去食を提供する体制がある。 ・現在の離乳食の対応としては、離乳食を7月に開始したばかりの子どもが一人と、離乳食開始から2か月目の子ども一人の計2人の対応を行っている。月に1度の給食会議にて算出した子どものカウプ指数から食事量の調整を検討したり、当日の子どもの体調など随時の対応についても、日々の申し送りにより情報共有し、配膳のときに量を調整したりして対応している。 		

A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・⑩・c
----	------------------------------------	-------

<コメント>

・ユニット毎に養育者が毎日、残食簿を記録したり子どもの食事の様子を観察したりして、子どもの好みや食事量の把握を行い、栄養士や厨房職員と情報共有している。子どもの好きなメニューは唐揚げや煮物、酢のものなどで、苦手なものは野菜が多いメニューやアスパラガスとのことで、支援の中で苦手な野菜なども食べられるよう工夫を行っている。例としては、子どもが好きなドレッシングを使用したりカレー味の味付けにしたりしてメニューの工夫をするほか、養育者も食事支援時に褒める声掛けや食材を小さく切るなどの工夫を行っている。

・誕生月の子どもには個別に好きなメニューを聞き、各自の子どものリクエストを取り入れたメニューを提供して子どもの誕生日をお祝いしている。また、ひな祭りにひな人形型のおにぎりを出したり、お正月に重箱のおせち料理を提供したりして、食事を通して行事を楽しむ経験を提供している。

・小食の子どもに対しては、最初から通常量を配膳すると子どもへのプレッシャーになってしまうので、最初に少なめに配膳しておき、完食できたら食べたことを褒めておかわりを促すようにしており、小食の子どもの気持ちに配慮した支援を行っている。

〈コメント〉

・現在は食物アレルギーの子どもは入所していないが、アレルギーの子どもがいる場合は代替食や付加食の提供を行い、提供時は厨房で調理時に確認、ユニットの養育者で配膳時に確認、食前に最終確認の三重チェックを行うこととなっている。アレルギーへの対応事例としては、卵アレルギーの場合は卵不使用のパンに変更したり、卵不使用のウインナーへ変更したりして栄養バランスに配慮した代替食を提供している。

・乳児院の裏に菜園があり、環境整備委員が水やりなどの整備をしている。夏にはキュウリ、ナス、ミニトマトを育てており、他の時期もサツマイモ、ブロッコリー、カリフラワー、白菜など様々な季節の野菜を育てている。年2～3回、サツマイモなど一度に収穫できるものは収穫日を決めて子どもの収穫体験をしている。収穫した野菜は給食に利用するなどして季節の野菜を身近で育てて食べる経験となっている。

・月1～2回、ユニットリーダーと栄養士が「にこにこクッキング」を企画、実施している。にこにこクッキングではおやつ作りをすることが多く、最近ではドーナツ作りを実施した。子どもは生地を混ぜたり玉ねぎをむいたりするなど養育者と一緒になって調理の簡単な作業に参加することで、楽しみながら食への関心を持つ機会となっている。

A—2—（3）日常生活等の支援		
A⑨	A—2—（3）—① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の子どもの衣類の管理は養育担当者が行い、全体の寝具、オムツの管理や注文、洋服の整理などは被服委員会が行っている。 ・ 衣類は養育担当者が個別に記名し、タンスの個別の引き出しに収納している。月齢が高い子どもには自分で洋服を選んだり、畳んでタンスへ片づけたりすることを通して生活体験ができるよう配慮している。子どもが自分で服を選ぶ際は養育者が見守り、気候などに合わない服を選んだときは「今日は暑いから半袖を着よう」と声掛けしたり、養育者が選んだ服の中から選択させたりして、子どもの意思を尊重しながら状況に応じた適切な衣類を着られるよう支援している。 ・ 日中の外遊びの後はシャワーを浴びて着替えを行うなど、状況に応じて平均して1日2～3回着替えを行っている。また、日中の気候の変化に応じて、夏は首にアイスリングを着けたり冷たいタオルで体を拭いたりして体を冷やし、冬はチョッキや室内用スモッグを着せたりして対応するなど、気候に応じて服の調整を行っている。 ・ 1歳未満児にはオーガニックコットンの肌着を提供し、肌が弱い子どもの衣服は綿100%の素材のものを選ぶなど子どもの発達や体質に応じて肌に刺激のない素材の衣服を選んでいる。 ・ 新型コロナの流行以前は、養育者が子どもと一緒に衣服の購入に行き、子どもの好きな服を購入する生活体験を行っていたが、今年度は新型コロナの流行が収まった時期のみ実施した。養育者が衣類を購入する時は動きやすさを重視し、子どもの好きな色やキャラクターを参考に購入している。新型コロナが収束した際には、子どもと共に衣服を購入する体験を再開することを期待する。 		

A⑩	A—2—(3)—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㊸・b・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>

・毎日午前0時と12時に室内の温度と湿度の確認と記録を行い、定期的に室内の環境を把握するようにしている。室内の温度はエアコンと扇風機で調整し、湿度は冬の乾燥する時期に濡れタオルと加湿器で調整している。また、午睡後と掃除の時は部屋の窓を開けて換気を行っている。

・子どもが入眠しやすいように、就寝時は部屋を暗くしオルゴール音楽をかけている。子どもの就寝後は常夜灯をつけて子どもの様子を観察しやすいようにしている。抱っこでしか眠れない子どもには、子どもが入眠するまで抱っこするなど必要に応じて個別の対応も行っている。

・夜間は、1歳未満児は心拍の測定ができるベビーセンサーを利用し、また月齢に応じて15分から1時間毎に巡回とモニターカメラによる様子観察を行い、夜間巡回簿への記録を行っている。観察時にうつ伏せになっていた場合は窒息防止のため体勢を変えている。日中に転倒して頭を打つなど、夜間の様子観察が特に必要な場合は、夜勤者に申し送りを行い15分毎に様子観察をするなど日勤者と連携して状況に応じた対応を行っている。

・「被服年間計画」を作成し、布団の打ち直し時期やカーペット、カーテン、七五三用の着物などのクリーニングの時期を定めている。

・昨年11月から今年の3月にかけて、全ユニットの床の大部分を床暖房にする工事を行い、床に布団を敷いて寝ている子どもの冬場の快適な入眠ができるようになった。また、床暖房を設置してから鼻水など子どもの冬の体調不良が減っており、体調管理にも役立っている。

A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・⑩・c
----	--------------------------------	-------

<コメント>

・入浴は毎日夕食後、遅出の養育者か夜勤者が行っている。以前は養育者と子どもは一緒に入浴していたが、現在は新型コロナ感染対策のため一緒の入浴は行わず、マスク着用の上で子どもの入浴支援を行っている。浴室の掃除は入浴支援を行った養育者が毎日浴室内を拭き上げ、浴室乾燥機をかけて清潔を保っている。

・基本的には、新生児はベビーバスを用いて沐浴を行い、乳児は1対1で入浴し、幼児になると1~2人に対し養育者1人で入浴している。急に反り返って危ない子どもや、5p欠失症候群などの難病により常時チューブを繋いでいる子どもについては養育者2人で子ども1人を入浴させるなど個別対応も行っている。

・コップやじょうろ、浮くおもちゃ、水に入れられる人形など水遊びができるおもちゃを用意したり、お風呂の壁に遊べるシートを貼ったりして、入浴を楽しい雰囲気にするための工夫を行っている。

・現在は新型コロナの感染対策として、養育者と子どもは一緒に入浴していないが、新型コロナが収束した際は一緒に入浴する体験を再開し子どもとのふれあいの機会を持つことを期待する。

A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・⑩・c
----	------------------------------------	-------

<コメント>

- ・排泄についても、基本的に養育マニュアルに沿って養育目標を立て、月齢や発達段階に応じた段階的な援助を実践している。オムツ交換は1対1で行い、養育マニュアルに記載されている手順や留意点に沿って実施している。オムツ交換は子どもとのコミュニケーションの一環と捉えており、オムツ交換の際には「1、2、1、2」の掛け声とともに足を上げ下げしたり、「きれいになったね」などの声掛けを行ったりしている。

- ・以前は布オムツを使用していたが、オムツの洗濯の時間などに非常に時間がかかるため、子どもと接する時間の確保や衛生面の観点から、平成29年度より紙オムツへ変更した。

- ・トイレトレーニング中の子どもには食事の前後や活動の前後、または子どもの個別の排尿間隔に合わせてトイレの声掛けを行っている。

- ・現在、便について全児記録、尿については発熱や嘔吐の症状のある子どもだけ記録している。

A⑬	A—2—(3)—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は室内の遊びを充実させることで子どもの発達を促すことを目的として、トランポリン、アスレチック、太鼓橋などの室内遊具をユニット毎に購入している。主に雨天時など外で遊べないときに使用しており、普段はユニットの収納に入れておき使用時に毎回出すようにしている。 ・各ユニットの担当者と行事玩具委員会が主となり玩具の故障個所が無いかなどの点検を行っている。大型遊具は月に1度、ユニットの子どもが遊ぶ玩具は週に1度の頻度で点検と消毒を行っている。 ・毎年養育者が3グループに分かれて、リトミックや制作遊び、運動遊びなど、養育に関するテーマを設定し、実践を通して効果についての研究を行う「子ども育みプロジェクト」を実施している。研究の結果は毎年1回グループごとに子どもたちを交えながら互いに発表しており、日常の支援に活かす取り組みとしている。 ・「子ども育みプロジェクト」の一環として、週2回乳児院全体で遊びの場を設ける「子育てサークル」を実施している。子育てサークルを通して、別ユニットの同年代の子ども同士が遊ぶ機会となったり、人見知りをする子どもが他の子どもへ関わろうとする姿勢が見られるようになったりするなど、子どもの人間関係の構築にも良い影響が見られている。 ・子どもの個別の玩具は全て養育担当者が記名し、専用の収納棚と収納箱を設けて個別に収納している。乳児の事故防止のため収納棚の扉にはバンド式のベビーロックを設置しているが、一定の月齢以上の子どもであれば自由に扉を開けていつでも玩具を取り出すことができる。 ・誕生日、子どもの日、クリスマスの年3回、乳児院から子ども全員に対して個別にプレゼントを渡しており、個別の玩具を持つことができている。 		

A—2—(4) 健康		
A⑭	A—2—(4)—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体調に異常がある際に対応は養育マニュアルの手順に沿って対応している。今年度より24時間体制で看護師が勤務する体制が整っているため、子どもの異変があったときはまず看護師に相談し対応している。 ・平日の診療時間内は乳児院の近くにある小児科の嘱託医で受診し、夜間19時から22時は、大村市こども夜間初期診療センター、22時以降は救急外来がある医療機関で受診することとしており、時間に応じて対応可能な医療機関と連携する体制を整えている。 ・子どもの健康状態については、ユニット毎に勤務者が「記録簿」を記入しており、子どもの体温、症状の有無、排便の有無、授乳時間と摂取量、与薬について記録し、ユニットの養育者間で情報共有している。 ・今年度の直近で対応した事例として、生後2か月の子どもが休日に38～39度の発熱をしたので救急外来を受診し、原因不明のため急遽入院した事例がある。入院は10日間だったが乳児院の勤務体制と両立させての付き添いは難しかったため、代わりに家政婦に付き添いを依頼し養育者と情報共有を行った。医師からの診察結果を聞く際は養育者が直接聞くようにしている。 		

A⑮	A—2—(4)—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・⑩・c
----	---	-------

<コメント>

・現在、医療的ケアの必要な子ども1人、虚病弱児3名、発達支援の必要な子どもは3名入所している。その内、複数に当てはまる子どももいる。

・現在は虐待などによる、硬膜下血腫など脳へのダメージがある子どもが3名、染色体異常により経管栄養を行っている子どもが1名入所している。突発的な状態悪化時に迅速な対応がとれるように入所前のかかりつけ医から乳児院が連携している病院へ転院するようにしている。転院ができない場合は児童相談所を通じて情報共有を行うことで急変時に備えている。

・子どもがリハビリを受ける際は養育担当者が1名付き添い、リハビリの内容について記録をとり、作業療法士等の助言をもとにユニット内でできるリハビリ等の情報共有を行っている。自閉スペクトラム症の子どもには作業療法士や言語療法士が対応し、発達の遅れにより歩行が困難な子どもには理学療法士、作業療法士などが対応している。月に1度、養育者がリハビリ計画書のコピーを取り説明を受けて、ユニット内で情報共有の後、個人の養育目標に反映させている。

A—2—（5）心理的ケア		
A⑯	A—2—（5）—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援計画では保護者と子どもの課題・目標の他に親子関係の課題・目標を記載する項目があり、自立支援計画をもとに保護者と子どもの関係再構築等に向けた支援を行っている。 ・ 乳児院では2歳以上の子ども全員に対して発達検査を行い、子どもの心身の発達の度合いの理解に役立てている。検査結果について報告書を作成し、ユニットの養育者など関係職員間で情報共有している。 ・ 心理士によるセラピーの実施は以前は週1回だったが、対象となる子どもが増えたため令和2年度から週2回に回数を増やし、子ども一人あたり30分～1時間のセラピーを月に1～2回実施することができるようになった。心理士はセラピーの時間中に子どもと接するだけでなく、直接ユニット内での子どもの様子を観察したり、養育者と対応方法の共有を行ったりすることで、養育者と連携しながら子どもの心理的支援を行っている。 ・ セラピーが必要な子どもに対しては心理士が「セラピー計画表」や「セラピー記録」を作成しており、現在セラピーを受けている子どもは9人である。セラピー計画表は3カ月ごとに見直しを行い、計画に沿ってセラピーを実施している。 ・ 乳児院で職員対象のティーチャートレーニングを実施しており、乳児院の心理士が主催となって、1回6名の参加で月2回、3カ月を1クールとして実施している。ティーチャートレーニングは子どもとの良い関係を作り、子どもの自己肯定感を高め、発達を促す関わり方を学ぶ研修で、院長からの働きかけもあり、令和4年度は2クール実施しており積極的な取組となっている。 		

A—2—（6）親子関係の再構築支援等		
A⑰	A—2—（6）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの入所時に保護者に対して、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員が窓口になっていつでも相談に応じることを「入所案内」を用いながら説明している。実際に保護者の夫婦間の不安や相談について電話で相談に応じることがあったり、「入所案内」に入れている意見用紙「くまさんの耳 子ども相談室」にて「子どもがどのような環境で生活しているか見たい」という要望に対応したりして保護者に寄り添う支援を心掛けている。 ・退所後の家庭での引き取りを希望する保護者には、保護者の理解度など必要に応じて養育スキルの向上についての支援も行っている。乳児院の中に親子生活訓練室「カンガルーの部屋」があり、そこで来院した保護者と子どもと一緒に過ごしながら、養育者の支援のもと徐々にステップアップし、よりスムーズに家庭生活へ移行できるように訓練を行っている。 ・保護者へほぼ毎月、写真や季節のカード等を郵送しており子どもの日常や成長の様子を伝えるようにしている。誕生月には手作りのメッセージカードを送ったり、子どもの節目（宮参り、お食い初め、餅踏み、七五三等）のお祝いの時には事前に保護者に連絡をして参加の声掛けを行ったりしており、昨年の七五三は保護者も参加するなど保護者と乳児院が共に子どもの成長を見守るための取り組みができています。また、乳児院へ来所の意思がある保護者には新型コロナのステージの上下に応じて、来所可能な時期を電話連絡し、来所を促すなど保護者と子どもの関係が新型コロナによって途切れないよう配慮している。 		

A⑩	A—2—(6)—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
----	---	-------

<コメント>

・子どもの家庭引き取りを希望する保護者とその子どもについては、保護者の養育能力や子どもの状況を検討し、親子生活訓練の計画を立てて保護者への育児指導、栄養指導、医療面の指導などを行っている。家庭復帰へ向けた親子生活訓練の際は、訓練の日程と内容を記録する「親子生活訓練スケジュール」、オムツ交換や入浴など基本的な養育方法の練習の実施記録「〇〇ちゃんの育児メニュー」などを用いて計画的・段階的に訓練を実施している。家庭復帰の目途がついた場合や自宅外泊前には、乳児院内の親子生活訓練室に保護者と子どもだけで宿泊し親子で一日過ごす練習などを行っている。

・現在、家庭引き取りに向けて1組の親子が面会、外出、外泊支援を受けている。5月から取り組みはじめ、訪問調査時点では2か月目で自宅外出の段階であった。本来は3段階に分けて外出を行っているが、今回は熱中症とコロナ対策として市内への外出を行わず、次の段階となる自宅への外出を行っている。

・家庭引き取りに向けて親子の外出や外泊が決定した際は、養育者が手作りファイル「〇〇ちゃんのえほん」を作成し、保護者へ説明し渡している。「〇〇ちゃんのえほん」には、一日の流れ、食事内容、与薬、アレルギーなどについて記載されており、事前説明では重要事項として特に与薬（飲み薬）について丁寧に説明を行っている。

・保護者との外出、外泊の前後には必ず子どものボディチェックを行っており、外出・外泊中に保護者からの不適切なかかわりの形跡が無いかどうか確認し、記録している。これまでに外泊・外出中の不適切な関わりが発見された事例は無いとのことだった。

A—2—（7）養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑱	A—2—（7）—① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所後、家庭引き取りの場合は家庭引き取りに向けての交流計画を作成し、保護者と子どもが面会、外出、外泊を段階的に行いスムーズに家庭生活へ移行できるように支援している。退所1カ月後に乳児院から保護者へ連絡を入れて様子を聞いたり相談に乗ったりして保護者が悩みを抱え込まないように働きかけている。また、今年度は家庭引き取りの6か月後に保護者の同意の上で家庭訪問を行い、保護者や子どもと日常生活について話をしたり部屋の状況を確認したりして養育環境の確認を行っており、家庭引き取りの親子へ継続的なフォローを行っている。 ・退所後、県内の施設へ措置変更となる場合は、事前に施設見学や担当者との顔合わせを行い子どもについての情報共有を行ったり、子どもと共に訪問回数を重ねて徐々に措置変更先の施設に滞在する時間を延ばしたりするなど、子どもの「慣らし保育」を行っている。同敷地内の児童養護施設への変更の場合でも5回程度施設訪問を行っており、子どもの不安軽減に努めている。現在はコロナ感染対策として、措置変更先への訪問回数を減らして対応している。 ・遠方の県外への措置変更を行った事例もあり、その時は児童相談所を通して措置変更先の施設と情報共有を行い、実際に移行する時には乳児院の職員と児童相談所職員が1名ずつ子どもに付き添い措置変更している。措置変更後も1週間後に変更先の児童養護施設に電話し、子どもの様子を尋ねるなど退所後のフォローも行っている。 		

A—2—（8）継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A—2—（8）—① 継続的な里親支援の体制を整備している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人では、県から里親育成センター（里親育成支援事業）の委託を受け、啓発、研修、未委託里親（研修・トレーニング）を行っている。 ・ 里親委託の子どもについては、児童相談所と乳児院が情報を共有し、ニーズにあった里親と子どものマッチングを児童相談所が決めている。里親マッチング後は、乳児院が里親へ養育をバトンタッチできるよう、子どもとの関わり方、医療面、職員などの指導を行いながら、里親との関係性を育てている。里親の意向を確認しながら、児童相談所や担当の里親支援専門相談員と情報を密にして、最終的には、児童相談所にて委託決定となる。乳児院に里親支援専門相談員が1名配置されており、また同敷地の法人内の児童養護施設に里親支援専門相談員がいるため、連携しながら里親支援を行っている。 ・ 訪問日時点では1名の乳児について養育家庭の里親支援を行っている。里親へ医療面の引継ぎが終われば乳児の体調の安定次第で、児童相談所と相談しながらすぐにでも里親委託へ進める方針であった。医療的なケアが必要な子どものため、子どもの状況を里親に改めて伝え、受け入れについて最後に慎重に意向の確認と検討を行うとのことで、里親や児童相談所と密に連絡をとりながら里親委託への移行支援を行っている。昨年の実績としては6件の里親委託を行い、その内3件が養育里親、3件が特別養子縁組里親となっており割合は半分ずつほどとなっている。 ・ 委託後のアフターケアとして、家庭訪問や、電話、メールなどで相談を受けるようにしている。また、状況によってはレスパイトケア利用の調整を行っている。乳児院では2歳児までの子どものレスパイトを受け入れている。最近はコロナ感染拡大の影響のため里親からのレスパイトの事例がないが、コロナ流行以前は里親からのレスパイトの利用があった。レスパイト実施までの流れとしては、里親が里親支援機関へ利用申込を行い、里親支援機関は子どもの年齢等の状況を検討の上で預け先に乳児院が適すると判断した場合は、里親の困り感など里親と子どもの状況を乳児院と情報共有し、子どもの預りを依頼する流れでレスパイトを行っている。 		

A—2—(9) 一時保護委託への対応		
A⑳	A—2—(9)—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月より、一時保護専用の受け入れユニットを設置しており、一時保護の依頼があれば定員6名まで必ず対応している。一時保護の流れとしては県のこども・女性・障害者支援センターより一時保護の要請が入ると日中は主任へ、夜間は夜勤リーダーへ相談を行い、受け入れ体制の確認の後、24時間いつでも受け入れを行っている。一時保護受付時には必ず、家族の健康状態や保育園の通園状況、アレルギーや薬、ミルクの摂取状況等について確認を行い、その上で近年はコロナ感染対策として2週間以内の県外移動の有無の確認も行うこととしている。 ・一時保護受け入れ時から保護解除までの一連の手順について、一時保護受け入れマニュアルに沿って対応している。保護児の到着時には説明の上で保護児や県のこども・女性・障害者支援センターの職員、家族の写真を撮影し、支援センターの職員や保護者について情報共有し、いつでも対応できるようにしている。また、受け入れた際は子どものボディチェックや身体測定を行い虐待の形跡が無いかを確認している。 ・令和3年度は一時保護児が急増し、一時保護専用のユニットの定員を超えた時には入所児に配慮しながら通常のユニットも使用して受け入れを行った。受け入れの際、通常ユニットの養育者は一時保護の対応マニュアルを再確認したり一時保護ユニットの養育者に対応方法を尋ねたりして通常ユニットにおいての受け入れ対応に協力している。 ・今年度はコロナの濃厚接触者となった子どもの一時保護を1名受け入れた実績がある。その際是对応する養育者を4名に限定し、別棟で完全に隔離する体制をとり対応しており、今後もコロナ関連の一時保護の受け入れも可能な体制がとれるとのことであった。近年のコロナ感染に関する乳児院の対応から伺える通り、乳児院として一時保護に求められる役割を掴み組織として対応する仕組みを整えたうえで養育者も積極的に対応しており、一時保護に対する積極的な受け入れ体制が見られる。 		

A②②	A—2—(9)—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護専用のユニットを設置しており、緊急一時保護の場合も同じく専用ユニットを利用している。直近の受け入れ事例としては、夫婦喧嘩の末に父親が乳児を連れて県外へ家出し、母親からの通報を受けた警察が親子を発見し子どもを保護して児童相談所へ連絡した事例で、その後児童相談所より乳児院へ連絡があり、乳児院で緊急一時保護を行った。その事例では乳児は家庭へ帰されるということですぐに退所している。 ・緊急一時保護と一時保護の基本的な流れはほとんどの場合同じであるため、一時保護受け入れマニュアルを適用し対応を行っている。 ・緊急一時保護の受け入れ後は事前に感染症の可能性が有るとの情報があれば、乳児院の子どもへの感染拡大防止のため、一時保護受け入れ専用の空きユニットにて24時間隔離し様子観察を行い、問題が無ければ隔離解除を行っている。 ・以前から一時保護は24時間体制で受け入れてきたが、勤務体制を変えて夜勤者を増やしたことや、24時間体制で看護師が勤務していることで、日中、夜間共に職員がより安心して緊急一時保護を受け入れられる体制となった。 		